



「取引デジタルプラットフォーム 消費者保護法」を学ぶ

「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（通称：取引DPF 消費者保護法）」は、昨年の通常国会で成立し、本年5月1日より施行されました。

取引デジタルプラットフォーム事業者は、取引の当事者ではなく取引の「場」の提供者ではありますが、この法律では、「通信販売取引の適正化および紛争解決の促進に協力すべき責務を負うもの」として位置づけられています。また、取引デジタルプラットフォーム事業者と消費者との間の取引の中で、危険商品等の流通や、販売業者が特定できず紛争解決が困難となる等の問題に対して、消費者利益の保護を図るための規律が整備されています。

さらに、法律の施行までに「販売業者等」に係るガイドラインや、Q&Aなどが整備されてきました。本学習会では、法律の内容と消費者が知っておくべきことについて、消費者庁より説明いただきます。ぜひ、ご参加お待ちしております。



**参加費
無料です**

【日時】 5月24日（火） 15時30分～17時00分

〔Zoom を活用したオンライン学習会〕

【講師】 片岡 克俊さん （消費者庁 消費者政策課 企画官）

【定員】 300人 ※事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

【最終締め切り】 5月20日（金）

【申し込み】

- ① Google フォーム <https://forms.gle/hvDEhKKqXvdHXPi5A>
- ② 事務局 yukiko.ooide@shodanren.gr.jp （大出）

参加ご希望の方は、上記メール宛先に「団体名、お名前、メールアドレス、電話番号」を記入の上、必ず事前にお申込みください。

※Zoom 会議の詳細は、学習会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

〔参加用 URL〕は登録された方限りとしていただき他の方への転送はできません。いただいた個人情報はこの学習会のみ利用させていただきます。